

## 業務仕様書

### 1. 保険種目：海外旅行保険

### 2. 契約の概要

#### (1) 契約者：独立行政法人国際協力機構 国際協力共済会 会長

国際協力共済会は、JICA が海外に派遣する専門家、ボランティア等およびその随伴家族の生活の安定と福祉の向上を図ることを目的として 1998 年 4 月 1 日に設立されました。共済会は、JICA 関係者を構成員とした「任意の団体」で、独自の規則により運営されており、法令に基づき運営される健康保険組合、保険会社等とは異なります。

#### (2) 背景と目的

共済会は、JICA が業務を実施するにあたり、下記の (3) 業務の対象に該当する者（会員、家族会員）の死亡・後遺障害、傷病、移送看護等に備えて海外旅行保険を付保しており、当該保険に関して、民間保険会社と契約を結ぶことにより、主な給付を行っています。（一部については直接給付）

#### (3) 業務の対象：

- ① 専門家等（専門家、在外健康管理員等専門家に準ずる者、調査団員、JICA 役職員）及び、JICA が承認したその家族。
- ② JICA 海外協力隊、(JICA 枠の) 国連ボランティア及び、JICA が承認したその家族。

- #### (4) 契約期間：2023 年 4 月 1 日 午前 0 時から 2026 年 3 月 31 日 午後 12 時まで (毎年度ごとに契約更新を行う)

#### (5) 契約方式：包括契約方式による「毎月通知毎月精算」

JICA は、毎月末日を締切日とし、締切日前 1 カ月間に旅行日程を開始したすべての被保険者を取りまとめ、保険会社の定める通知書に必要項目を記載して、通知日（締切日の属する月の翌月末日）までに保険会社に通知するものとします。JICA は、保険会社が算出した確定保険料を締切日の属する月の翌々月末日までに保険会社に払い込むものとします。

- #### (6) 契約形態：単価契約（保険期間に基づく被保険者 1 名当たりの保険料を定める単価契約とします。）

3. 担保項目と保険金額：被保険者1名あたり

同保険制度の対象者は一律以下の条件にて加入することとします。

《被保険者1名あたり》

担保項目	会員本人	配偶者	子
障害死亡保険金額	60歳未満 50,000,000円 60歳以上 35,000,000円	60歳未満 5,000,000円 60歳以上 3,500,000円	2,500,000円
障害後遺障害保険金額	60歳未満 50,000,000円 60歳以上 35,000,000円	60歳未満 5,000,000円 60歳以上 3,500,000円	2,500,000円
疾病死亡保険金額	60歳未満 50,000,000円 60歳以上 35,000,000円	60歳未満 5,000,000円 60歳以上 3,500,000円	2,500,000円
治療救済費用保険金額	50,000,000円	50,000,000円	50,000,000円

※契約期間中における担保項目および保険金額の変更は原則行わないものとします。ただし、著しい環境の変化や、共済会の制度または保険会社の規定改定等により担保項目の追加、保険金額の増額等が必要と認められる場合は、別途協議し、双方合意の上、変更を行うことができることとします。

4. 過去の保険会社への支払実績（COVID-19等の影響による変動あり）

2015年度：810,804千円、2016年度：782,197千円、2017年度：748,407千円、  
2018年度：697,531千円、2019年度：615,363千円、2020年度：114,033千円、  
2021年度：485,100千円

5. 保険会社による保険金支払い実績

2015年度：297,325千円、2016年度：222,785千円、2017年度：222,388千円、  
2018年度：224,623千円、2019年度：331,813千円、2020年度：298,328千円、  
2021年度：247,080千円

以上

別添：独立行政法人国際協力機構海外旅行保険料一覧表